

5 労働災害の発生と企業の責任について

企業は、事業活動目的に従い従業員を雇用し、これを組織・管理してその目的に沿って統合して運営する法的存在です。

そこで、法律上においても企業は、雇用する労働者に、機械・装置・設備や器具等の物的施設等を提供し、あるいは企業の指示のもとに提供された労働者の労務を支配下において業務の遂行をなすものですから、それに伴う企業活動上発生する労働災害の危険から労働者を保護して労務に従事させねばならないという義務を負っています。企業が負う安全衛生上の法的な責任は、次の表1-4のとおり4つあります。

表1-4 事業者の法律上の安全衛生管理責任

(1) 予防責任	安全配慮義務	使用者の支配管理下にある物的、人的な労働災害発生からの防止責任→民事責任
	労働安全衛生法上の予防義務	労働災害防止のためにあらかじめ定められた法令による事業者の災害防止措置責任→刑事責任・行政指導
(2) 補償責任	労働基準法	業務災害についての災害補償責任→無過失責任
	労災保険法	上記使用者の補償義務を国による強制保険で実施
(3) 賠償責任	当該事故について使用者に安全衛生管理上の違反（過失・不注意・不備－有責性）があったときに負う損害賠償責任→民事責任	
(4) 死傷責任	刑法上の業務上過失致死傷罪	使用者が業務上必要とされる安全衛生上の注意を怠って労働者に死傷を発生させた場合→刑事責任



図1-12 労働災害に問われる企業の責任